

内閣参質一六一第一五号

平成十六年十二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇千景殿

参議院議員広中和歌子君提出内の障害者の自動車運転免許試験に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員広中和歌子君提出内的障害者の自動車運転免許試験に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「内的障害者」の自動車運転免許試験受験者数及び合格者数については、把握していない。

二について

お尋ねの「内的障害者」及びそれ以外の者で自動車運転免許を取得したものに係る事故率並びにそれらを比較した場合に見られる傾向については、把握していない。

三について

各都道府県警察において、学科試験の実施に当たり、試験問題の漢字に振り仮名を付けるなどの対応をしていると承知している。

四について

心身障害者については、運転免許が取得可能であればできる限り受け入れることが望ましいと考えている。身体障害者についてはこれに対応した自動車等の設備がないなどの理由により教習を行うことができない自動車教習所もあるが、御指摘のように一律に心身障害者は入校できないという方針を明示すること

は望ましくないと考えており、道路交通法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十一号）により障害者に係る運転免許の欠格事由の見直しが行われた趣旨を更に周知徹底するよう都道府県警察を指導してまいりたい。

## 五について

学科試験の問題は、自動車等の運転に必要な知識を確認するという目的を達しつつ受験者が問題の内容を容易に理解することができるよう表現されることが重要であると考えております。今後とも都道府県警察を指導してまいりたい。